

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

Contents

巻頭言	短期大学基準協会に寄せて
論説 1	ピア・レビューを巡って
論説 2	評価員に学ぶ
論説 3	評価員を経験して
追悼	井内慶次郎先生を偲んで

2008.4 Vol.42

巻頭言 短期大学基準協会に寄せて

財団法人短期大学基準協会 理事
大阪成蹊短期大学 理事長



中 明 夫

短期大学基準協会（以下、基準協会）は、大学設置基準の大綱化と自己点検・評価システムの導入を提言した平成3年「短期大学教育の改善」答申に始まる今後の高等教育機関の改革を予想し、これを支援するなどの使命の下に平成6年に設置されたと理解しています。

以下、政府に対する各種審議会答申を中心とする高等教育改革の流れを追ってみます。

平成3年には、上記答申のほか18才人口が平成4年の205万人をピークとして以降急減期を迎えるという危機感から「平成5年度以降の高等教育の計画的整備」答申が出され、平成9年答申では、平成12年度以降の高等教育の将来像について、平成21年度までを視野に、平成16年度までの5年間の発展の方向を示しています。

これらはいずれも、高等教育機関の量的拡大より質的充実を求め、大学の新增設、収容定員の増は、原則抑制の方針が提言されています。

その後、平成10年には、競争的環境の中で大学の自律性、研究の高度化、教育の多様化・個性化と大学の社会的責任が重視され、合わせて自己点検・評価の義務化と第三者評価の努力義務が提言されています。

このような中、平成13年小泉内閣が組閣され「改革なくして成長なし」の理念の下に「総合規制改革会議」から社会の各般に亘る規制改革についての方針が示されました。

この方針も踏まえ、平成14年中教審は、我が国の行政システム全体が国による事前規制から事後規制へ移行していく方向を示し、これまでの大学等設置の原則抑制から弾力化へと方向転換しその反面、第三者評価制度の導入を提言、結果7年に一度評価を義務付けるという、大学の質の保証に係る新たな評価システムの構築について答申が出されました。

小泉内閣の登場以来、急速に規制改革が進展し、大学・

学部設置等の認可の抑制の見

直し、設置の制限区域の廃止、学位等の変更のない学部・学科設置が届出制へ、株式会社又はNPO法人による学校設置などの規制改革が進み、高等教育機関の競争的環境が急速に激化しています。

このような政策の下、短期大学を量的側面で概観すると、平成3年までは一貫して右肩上がりの増大傾向が続き、平成8年の598校を頂点に、以降社会の変化、18歳人口の減少や女子学生の四年制大学志向の高まりなどから短大の四大化などが進み、特に平成14年度から毎年20校程度の減少が続き、現在434校でピーク時から164校減少しています。いかに、競争的環境が激化しているかがうかがえます。

このような中において基準協会は、短期大学の教育研究水準の維持向上、相互評価活動による改善の支援等、10年余に亘る実績が評価され、平成17年認証評価機関として認証を受けると共に、財団法人が設立されました。短期大学関係者にとっては、大きな朗報でありました。

これまでみてきたように、従来、政府による政策立案・行政指導の下に進められてきた高等教育政策は、今や18歳人口の減と規制緩和が相俟って大競争時代に突入し、自己責任による自律の道を余儀なくされているといえます。

設置者の判断で学園運営が求められるこの時代において、文部科学大臣から認証された第三者評価機関である基準協会は、既に平成17年には30校、18年には44校、19年度51校の評価を行い、当該大学には個別に評価結果・内容を示し、そしてこの結果を世に公表しました。

この評価事業を通じ、短期大学全般の質的向上と大学競争時代を生き抜く大学運営の道筋なり指標の示唆と質保証のステータスを世間に公表することの意味は大きい。基準協会の更なる社会的役割を期待するものです。

ピア・レビューを巡って

片 岡 輝（東京家政大学・短期大学部 前学長・名誉教授・顧問）

はじめに

18年度と19年度の二回の評価員（チーム責任者）としての経験を通して、本協会のピア・レビューによる第三者評価について感じたことを記してみたい。

ピア・レビューの精神

第三者評価の第三者とは、辞書によれば「関係者以外の人」を意味する。当然のことながら、われわれ評価員は評価を受ける当該短期大学の経営者でも教職員でもない「関係者以外の人」である。その評価員が、異なった短期大学法人に所属する第三者の立場に身を置きつつピア（短期大学人の仲間）の精神で評価に当る。この基本的なスタンスは心情として理解できるが、では、評価に当ってピアの精神を具体的にどのような形で外在化すればよいのか。厳密な第三者評価とピアの精神とは矛盾することなく両立が可能なのか。悩みは大きい。

ピア・レビューに当って評価員に期待されているものは何か。

ピア・レビューに期待されているもの

本協会の小出忠孝理事によれば、〈本協会が短大の特性に特化し、短大の専門性に強い評価機関として充実発展し、「短大の認証評価は短大基準協会がベスト」の評価を期待したい〉（NEWS LETTER vol.35）とあり、短大の専門性に強いことがピア・レビューに求められている。

たしかに、すべての評価員が短期大学人であることからすれば、「短大の専門性に強い」評価が行われる蓋然性は高いといえよう。

滝川嘉彦氏（名古屋文理大学短期大学部理事長・学長）は、〈私は評価員としての経験を踏まえ、本協会が行う第三者評価の目的について以下のように理解しています。「本評価は当該短期大学から出された100枚からなる文章からその概略を知り、法令や自身の短期大学人としての経験、また学生、保護者、企業、国民、教職員などの期待などと照らし合わせることによって、当該短期大学を部外者として公正に評価し、さらにはピアの精神により当該短期大学の発展に寄与する会話が行われることを目的としている〉（同35）として、当該短期大学の発展に寄与する会話を重要なキータームとされている。

ALOの経験者である松尾昌之氏（愛知江南短期大学教授）は、〈訪問調査最終日には、調査終了後に昼食を一緒にとりながら意見を交換したいとの申し出をいただいた。理事長、学長を始め面接調査に関わった職員が出席して昼食会をもった。この中で各評価員の学校の実態を含め、これからの短期大学の在り方について忌憚のない意見交換を行うことができた。この話し合いは、約2時間余りに及びその中で示唆に富む多くの話を伺うことができたが、これこそが短期大学基準協会による第三者評価の真髄ではないかと強い感銘を受けたものである〉（同41）として、このキータームが実際の評価に生かされていると述べている。

それでも悩みは尽きない

私に関わった二校でも全評価員がほぼ同様なスタンスと共通理解で評価に当った。本協会の平成17年度評価員アンケートの「評価の方針や考え方について十分に共通理解が図られた」との問いへの回答が、「大変そう思う」30%、「まあそう思う」が60%であることから、ほとんどの評価がピアの精神で当該短期大学の発展に寄与する文脈の中で行われたであろうことが推測される。

とはいえ、厳正な評価とピア評価の間で悩みと葛藤が生じたのも事実である。

前出の滝川氏も、〈ただし評価を終えて、各短期大学がいかに違った価値観や教育目標を持って、多面的・重層的に教育をしているかを知るほどに、客観性を柱としつつも評価者の主観に委ねる形で結果を出すことに何度も悩みました〉と率直に述べておられるように、評価の基準を標準化しないピア・レビューがはたして当該短期大学にとって真にピア的な結果をもたらすのかという根源的な疑念と悩みが残る。

事実、未曾有の受験者減に直面して経営困難校が続出している中での評価には、ピア精神による「合」では済まされない厳しい現実が存在しており、当該短期大学のためにも「否」と評価することがピア精神と合致する場合も在り得るのである。この重い現実との対峙がいまピア・レビューに求められていると同時に、全評価員が教育的視点と短期中長期の経営的視点を持って評価に当ることが必須であるといえよう。

評価員に学ぶ

西 脇 哲 夫（東京立正短期大学 学科長・教授）

はじめに

平成 18 年度・19 年度の二回、短期大学基準協会が実施する第三者評価に、評価員として参加した。思えば、短期大学基準協会が実施した評価員候補の研修会に初めて参加した時には、なるべくお役目が回ってこないことを願っていた。そして、1 回目の書類を提出し終えた際には、これで当分の間、お役ご免と考えていた。まさか、2 年連続で評価員として派遣されるとは、夢にも思っていなかったというのが本音である。また、平成 18 年度の第三者評価の前には、当該短期大学の優れている面に目を向けるように評価すれば、当然答えは一つになるはずと思っていた。形式的評価というのは過言だろうが、楽観的な思いがあったことは間違いない。しかし、現実はそうではなかった。評価員の仕事の流れなどについては既にかかれていたので、わずか 2 回ながら評価員を経験した者として、個人的な所感を記述しようと思う。

研修会のこと

派遣を前提とした評価員の研修会は、それまでの評価員候補者研修会などとは趣を異にしていたように思う。緊張感がみなぎっていると感じたのは、私だけではないだろう。この時、チームを組む先生方と初めてお会いするという緊張感もあったのは確かだ。さすがに、各短大から送り込まれた先生方だけあって、ビジネスライクにチームとして活動するという連帯感が自然に生まれてきたようだった。幸いなことに、私は二度ともよいメンバーに恵まれたせいかもしれない。

研修会の直前に、訪問調査をする学校から自己点検評価報告書などが送付されてくる。研修会で配布された資料も多く、目を通すだけでも大変な作業であることを痛感した。評価員を何度経験しても、その大変さには変わりはないであろう。

訪問調査のこと

2 泊 3 日で行われる訪問調査は、ハードスケジュールそのものだった。また、訪問先の ALO のご苦勞は並大抵のものではなかっただろうと思う。

最初の年は、かなりミーティングに時間がかかった。提出された書類の不整合などについて、対面調査で確認すると、新たな問題が見つかることもあった。2 年目は、チームリーダーから、最終日に評価表の原稿を回収したいという宿題が課せられていた。そのため、ミーティングの後、その日の対面調査で得た情報を下書き原稿に書き加えなければならなかった。しかし、この方法はとてもよかったと思う。「鉄は熱いうちに打て」の言葉通りだ。勤務校に帰れば、別の仕事が押し寄せてくるわけだから、早めに評価表を提出した方が、結局は遙かに楽だったのである。

おわりに

おそらく、第三者評価が実際に始まってみると、基準協会発足に中心的な役割を果たした先生方の予想を超えた事態が起こってきたのではないかと想像している。訪問調査では、短期大学設置基準に対する意識や理事会等と教職員の関係、併設校との関係など、様々な問題に直面し、考えさせられた次第である。

私は、評価員に選ばれたことで、良い経験を積むことができたと思う。なによりも、他の評価員の先生方からの情報を、勤務校の運営にフィードバックできる。専門を同じくする他大学の教員とは学校の運営などの話をすることもあったが、それとは全く違う。本当に、いい経験をさせていただいたと思う。2 回とも、チームリーダーが先進的な取り組みをしている短大の先生だったのも幸運だったのだろう。

いうまでもなく、短期大学の教員は研究だけしていればいいという時代ではない。たくさんの教職員が評価員に学ぶことは、短期大学の教育にも利するところが大きいと思う次第である。

評価員を経験して

村 木 永 親 (函館短期大学 事務局長)

はじめに (序)

私の勤務する短期大学は第1回(平成17年度)の第三者評価を受け適格認定証をいただくことができ、教職員がほっとしたことが思い出される。学長から第三者評価を受けたいと相談されたとき、まず評価を受けて良い結果が出るのかとの不安が脳裏を横切った。受けるべく作業が進行するにしたい一部教職員から、もし認証評価が通らなかつたら如何するのかとの意見も出てきた。また、第三者評価の意味を屈曲解釈する者もいた。それは、第三者評価を確実にすることは経営がつまる等、さまざまな憶測が出てきた。つまり受ける側の立場は大変不安をもつものである。そのような経験をした私が、このたびは評価する側に立った訳である。

報告書の熟読

評価対象校のことを理解するために評価員が最初に行う作業は、提出された自己点検評価報告書をよく読むことであると確信する。評価対象校の情報は1冊の報告書と添付の資料に包括されているからである。したがって、内容把握には時間を要する作業である。評価項目が180位あることを念頭に熟読を進めるが、項目によっては理解の範囲から超えているものもある。評価校が心血を注いで作成した報告書の熟読は、評価対象校に対する評価員のマナーであると思っている。

評価員を体験して、さまざまな事柄が明確になってきた。評価校を評価していくことの重要性である。何が重要性か、それは、評価対象校の評価準備作業を進めていく中で、個々の項目内容を精読していくと、本学ではこの領域はどうか、あるいはこの項目は大丈夫なのか等、他校を評価することにより、自校の弱点領域や項目がはっきりしてくることである。他校との比較は本位ではないが、実際にはどうしても、ごく自然に自校との比較が目が奪われ、又、目が養われる。このことは次回の第三者評価を受

ける際の参考にもなる。何処をどう改善するかがはっきりしてくることである。このままでは、次回第三者評価は通るのかとの不安もある程度解消される。

訪問調査を経験して

評価員チーム5人の中の一員として配属され、チームの方々の職域は理事長、教授、准教授、事務局長(私)であり、それぞれ異なった分野の方々である。短期大学基準協会の研修会のあとチーム員が集合し、領域評価の分担割り当てが整い配分された。当初、割り当て部分だけの評価準備でよいのかと考えていたが、各員それぞれが全領域全項目を評価することになり、その評価準備量は増大し時間との戦いになった。評価員間の連絡はメールでやりとりをすることになったが、自校の業務を抱えての評価準備作業の進捗状況は、なかなかかどらなかつた。夏季休業中を利用して集中して作業を行うことにしたが、事務局は夏季休業も平日も業務量の寒暖の差はなく、チームで決めた各個人の項目別評価報告書の提出日が疾風のように迫ってくるのを感じた。他の委員もほぼ同じ状況であったようである。

評価員が訪問面接調査をする前の第1段階の作業は、項目別評価の作成で、10領域32項目約180の質問項目の完成であり、第2段階は領域別評価が10領域、領域評価項目約50位の完成である。もっとも第2段階はチーム員が一部評価領域を担当し完成すればよいことになっている。つまりチーム全体で一つの領域別評価票を完成すればよいこととなる。最後の第3段階は、確認事項、質問事項記入で、これで、自己点検評価報告書の紙面調査はほぼ終了である。

いよいよ訪問面接調査の段階であるが、提供された自己点検評価報告書や添付資料の再熟読、大学設置基準の再読など訪問面接調査の事前準備はかなりの作業である。何処の分野も専門知識が必要であろうが、管理運営や財務の部分はかなりの専門知識が必要で、時間を要する部分であつ

た。訪問面接調査では、チームリーダーとチーム員が質問事項の検討と当日示される調査資料の確認や調査手順の打ち合わせ等が、調査までの道順である。したがって評価員一人一人が項目別評価報告書の作成を誠実に行うことが重要である。これは各評価員が全領域、全項目を評価しなくてはならない一番大切な作業であると思われる。

さて、チームが評価した短大は、実務教育、職業教育の強化を図り、専門学校ではなし得ない新しい教養教育を付加し、時に応じた必要な人材育成に即応できるように、学科編成等柔軟な姿勢を持ち続け、資質向上をたえず目指し、新しい挑戦に心がけている、と言われているように、今年度は学科編成を行った。大変積極的な姿勢は、短期大学入学者減少時代では大変参考になる。

評価報告を終了して

面接評価は第三者評価作業の最終章である。評価を受ける側、する側とも緊張する場面である。

評価員は評価するという立場からつい高飛車になりがちだが、第三者評価ではその必要はなく、研修でもよく出てくる言葉であるピア・レビューの精神が必要である。評価員は追及する姿勢ではなく、話を聞く協力体制が要求される。また、評価員が評価されていることを知り作業を進めることが大事である。評価を受ける側は、自己点検評価報告書を作成するための評価作業になっては真の評価で

はなくなる。短大は学位（短期大学士）になったことで、国際性との関連を考えの一部に導入しなければならないこと、短大が（血税）から補助金を得ていること等を念頭すれば、社会に対する短大の質の保証が重要課題になってきたことは明白である。間に合わせの教員配置や認証評価が通ればよい、また、定員に対する入学者の状況により生き残りのためのいたずらな経費削減等、経営姿勢の衰退、学生に対する教育サービスの減退などがでてくることを考慮すると、認証評価作業はますます重要である。自己点検評価報告書に書かれたことは次の第三者評価では、それ以下になってはならないことであり、1回目より2回目の質が良くなってはならない。

自己点検評価報告書を作成するには、膨大な領域と項目を評価し作成しなければならない、その項目に短大の姿が反映していなければならない。この作業により評価校の全体像と内部が見えてくるからである。

このように、第三者評価は、評価される側、評価する側にとっても重要であり、ことについて、また、この作業についての必要性を教職員が認識しなければならない。それには、短期大学基準協会が発行している News Letter や他大学の自己点検評価書の教職員への回覧、配布等で認識してもらうなどの工夫が必要かと思われる。他校の認証評価に立会うことにより、自分の短大のあり方や自己点検評価の視点が明確になることなど、メリットは大きい。

井内慶次郎先生を偲んで

平成 19 年 12 月 25 日、本協会理事の井内慶次郎先生が逝去されました。享年 83 歳でした。葬儀と告別式は、平成 20 年 1 月 18 日に港区の青山葬儀所で執り行われ、井内先生を偲んで多数の方々が参列されました。

井内先生は、大正 13 年広島県にお生まれになり、昭和 22 年に東京帝国大学法学部をご卒業後、文部省に奉職され、その後、大学課長、会計課長、初等中等教育局審議官、大臣官房長、大学局長、学術国際局長を歴任された後、昭和 53 年に文部事務次官へご就任され、文部行政の充実・発展に尽力されました。また、先生は文化功労者選考審査会会長、財政制度審議会委員、大学設置審議会委員、大学審議会委員など多くの重責を勤められました。

昭和 55 年に文部事務次官を退任後は、国立教育会館館長、東京国立博物館館長、放送大学教育振興会会長の要職に就かれ、平成 9 年からは日本視聴覚教育協会の会長に就任されておりました。

先生はこれらの業績によって、平成 11 年に勲二等旭日重光章の表彰をお受けになりました。

先生と短期大学基準協会との関わりは、平成 6 年 4 月に発足した短期大学基準協会に同年 10 月、理事としてご就任いただきました。以来、13 年間の長きにわたり、先生は本協会の充実発展に力を尽されました。

生前、出席された本協会の理事会では、議案の審議に際して、先生の卓越した知識と経験を活かした助言をされるとともに、文部科学省の大学評価研究委託事業では、本協会事務局職員を叱咤激励して委託費獲得に奔走しておられました。

また、本協会「NEWS LETTER vol.2」（平成 9 年 1 月発行）の巻頭言では、産経新聞のコラムを書いていた石井秀夫氏の講演会要旨から『物事を見るには鳥の目と虫の目が必要じゃないかと考えております。鳥の目と言うのは空の高みから鳥瞰、俯瞰する見方で、虫の目と言うのは地べたを這いずり廻って、自分の舌で舐めて確かめたり、自分の手触りで触知したりする。「鳥瞰図」と、これは私が勝手につけた「虫験図」。この二つに分けられるだろう。』との部分を引用して、点検・評価を鳥瞰、虫験に例えて書いておられましたことを思い出します。

井内慶次郎先生のご逝去はまことに痛惜の念に耐えません。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

終わりに、先生には平成 20 年 1 月に「正四位」に叙されましたことを申し添えます。

財団法人短期大学基準協会 理事長
聖徳大学短期大学部 理事長・学長

川 並 弘 昭

基準協会の動き

平成 19 年度

●平成 19 年度第三者評価結果を公表しました

平成 19 年度の第三者評価につきましては、2 月 14 日の第 14 回理事会において、第三者評価審査委員会の坂田正二委員長から諮問された 2 校の異議申立てについて慎重に審議し、その適否及び必要な修正等の答申をまとめた旨の報告のうち、答申が承認されました。

3 月 19 日の第 15 回理事会では、第三者評価委員会（関根秀和委員長）から提出された機関別評価案を審査し、平成 19 年度の評価短期大学 51 校は、本協会の短期大学評価基準を充たしているものとして、機関別評価を「適格」と認定しました。3 月 21 日には評価校へ第三者評価結果を通知し、文部科学省へ報告しました。3 月 25 日には評価結果を報道機関へ公表するとともに本協会のホームページ（<http://www.jaca.or.jp>）に掲載しました。

本協会では、5 月 12 日（月）に評価短期大学の理事長、学長、ALO を招いて、「平成 19 年度第三者評価適格認定証贈呈式」（会場：東京・アルカディア市ヶ谷〈私学会館〉）を挙行政いたします。

平成 20 年度

●各種委員会の次期委員候補者が承認されました

去る 2 月 14 日に開催された第 14 回理事会において、本協会の第三者評価委員会、自己点検・相互評価推進委員会及び調査研究委員会委員の任期満了に伴う次期委員について、委員選考委員会から委員候補者案が推薦され、審議の結果、原案どおり承認されました。後日、候補者へ委員委嘱が行われました。

事業計画・収支予算

●平成 20 年度事業計画及び収支予算が決定しました

去る 3 月 19 日に開催された第 6 回評議員会及び第 15 回理事会において、平成 20 年度の事業計画及び収支予算が承認されました。

組織

●本協会の欠員理事及び監事が決まりました

去る 3 月 19 日に開催された第 6 回評議員会において、欠員理事及び監事の選考が行われ、次の方が選任されました。

役職	氏名	所属機関・職名
理事	工藤智規	公立学校共済組合 理事長
監事	小川道雄	大阪薫英女子短期大学 理事長

平成 20 年度事業計画

概要

財団法人短期大学基準協会は、短期大学教育の向上・充実に資するため、認証評価機関として短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することを目的に第三者評価事業を実施する。また、従来から継続している各短期大学における自己点検・評価及び短期大学間の相互評価を促進・支援する事業、「地域総合科学科」の適格認定・達成度評価事業を実施し、短期大学教育及び評価システム全般についての調査研究活動を行うとともに、広く社会から理解と支援を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を実施する。

このために、平成 20 年度の事業計画を次のとおり策定し推進する。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

- (1) 平成 20 年度第三者評価の実施 (56 校の短期大学)
- (2) 平成 20 年度第三者評価の評価員研修会の実施
- (3) 平成 21 年度第三者評価の A L O 対象説明会の実施
- (4) 要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの定期的な点検・改善
- (5) 次期評価周期のための評価システムの検討
- (6) その他認証評価に係る事業

2. 短期大学が行う自己点検・評価、相互評価活動の促進及び支援

- (1) 自己点検・評価活動のための情報提供などの支援
- (2) 短期大学間の相互評価の推進

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

- (1) 平成 20 年度適格認定評価の実施
- (2) 平成 20 年度達成度評価の実施
- (3) その他適格認定・達成度評価に係る事業

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

- (1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究
- (2) 第三者評価の国際通用性の強化に関する調査研究
- (3) 短期大学に関する情報の収集と諸統計の分析

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

- (1) 短期大学間相互評価報告書の刊行
- (2) 会報の発刊 (年 4 回)
- (3) 概要の発刊

6. その他目的を達成するために必要な事業

インターネット環境の整備及びホームページの充実など

収 支 予 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[400,000]	[230,000]	[170,000]	
基本財産利息収入	400,000	230,000	170,000	
特定資産運用収入	[652,000]	[572,000]	[80,000]	
特定資産利息収入	652,000	572,000	80,000	
会費収入	[102,884,000]	[110,268,000]	[△ 7,384,000]	
会費収入	102,884,000	110,268,000	△ 7,384,000	
事業収入	[56,000,000]	[53,000,000]	[3,000,000]	
第三者評価事業収入	56,000,000	53,000,000	3,000,000	
寄附金収入	[21,888,875]	[0]	[21,888,875]	
寄附金収入(指定)	21,888,875	0	21,888,875	
寄附金収入(一般)	0	0	0	
雑収入	[201,000]	[303,000]	[△ 102,000]	
受取利息収入	200,000	220,000	△ 20,000	
雑収入	1,000	83,000	△ 82,000	
事業活動収入計	182,025,875	164,373,000	17,652,875	
2 事業活動支出				
事業費支出	[107,404,000]	[105,452,350]	[1,951,650]	
人件費支出	(55,233,000)	(48,616,350)	(6,616,650)	
給与手当支出	47,112,000	36,254,000	10,858,000	
法定福利費支出	6,161,000	5,984,000	177,000	
臨時雇賃金支出	1,800,000	1,800,000	0	
退職給付支出	10,000	4,428,350	△ 4,418,350	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
第三者評価費支出	(29,166,000)	(33,175,000)	(△ 4,009,000)	
会議費支出	5,836,500	5,972,000	△ 135,500	
旅費交通費支出	6,982,000	7,547,000	△ 565,000	
通信運搬費支出	1,313,500	1,511,000	△ 197,500	
消耗品費支出	500,000	500,000	0	
図書購入費支出	100,000	0	100,000	
印刷製本費支出	3,621,000	5,184,000	△ 1,563,000	
諸謝金支出	1,632,000	1,600,000	32,000	
賃借料支出	8,900,000	9,611,000	△ 711,000	
委託費支出	280,000	1,250,000	△ 970,000	
雑支出	1,000	0	1,000	
自己点検・相互評価費支出	(1,064,000)	(1,180,000)	(△ 116,000)	
会議費支出	60,000	50,000	10,000	
旅費交通費支出	90,000	240,000	△ 150,000	
通信運搬費支出	70,000	150,000	△ 80,000	
消耗品費支出	1,000	50,000	△ 49,000	
図書購入費支出	1,000	0	1,000	
印刷製本費支出	700,000	200,000	500,000	
諸謝金支出	80,000	230,000	△ 150,000	
賃借料支出	60,000	160,000	△ 100,000	
委託費支出	1,000	100,000	△ 99,000	
雑支出	1,000	0	1,000	
調査研究費支出	(1,457,000)	(3,031,000)	(△ 1,574,000)	
会議費支出	12,000	74,000	△ 62,000	
旅費交通費支出	230,000	928,000	△ 698,000	
通信運搬費支出	70,000	150,000	△ 80,000	
消耗品費支出	1,000	0	1,000	
図書購入費支出	1,000	0	1,000	
印刷製本費支出	1,000	339,000	△ 338,000	
諸謝金支出	240,000	500,000	△ 260,000	
賃借料支出	1,000	150,000	△ 149,000	
委託費支出	900,000	890,000	10,000	
雑支出	1,000	0	1,000	
広報啓発活動費支出	(4,734,000)	(4,750,000)	(△ 16,000)	
会議費支出	90,000	130,000	△ 40,000	
旅費交通費支出	84,000	70,000	14,000	
通信運搬費支出	680,000	870,000	△ 190,000	
消耗品費支出	1,000	50,000	△ 49,000	
図書購入費	1,000	0	1,000	
印刷製本費支出	2,880,000	2,600,000	280,000	
諸謝金支出	196,000	280,000	△ 84,000	
賃借料支出	1,000	0	1,000	
委託費支出	800,000	750,000	50,000	
雑支出	1,000	0	1,000	
事業諸経費支出	(15,750,000)	(14,700,000)	(1,050,000)	
通信運搬費支出	450,000	450,000	0	
消耗什器備品費支出	100,000	1,350,000	△ 1,250,000	
消耗品費支出	1,800,000	1,700,000	100,000	

収 支 予 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
図書購入費支出	200,000	200,000	0	
修繕費支出	300,000	820,000	△ 520,000	
光熱水料費支出	600,000	500,000	100,000	
賃借料支出	8,500,000	8,220,000	280,000	
保険料支出	400,000	450,000	△ 50,000	
租税公課支出	1,900,000	10,000	1,890,000	
委託費支出	1,200,000	900,000	300,000	
雑支出	300,000	100,000	200,000	
管理費支出	[45,492,000]	[50,056,352]	[△ 4,564,352]	
人件費支出	(26,457,000)	(29,649,352)	(△ 3,192,352)	
給与手当支出	23,253,000	22,793,000	460,000	
法定福利費支出	3,044,000	3,841,000	△ 797,000	
退職給付支出	10,000	2,865,352	△ 2,855,352	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
理事会・評議員会費支出	(2,545,000)	(2,547,000)	(△ 2,000)	
会議費支出	140,000	177,000	△ 37,000	
旅費交通費支出	420,000	340,000	80,000	
通信運搬費支出	200,000	270,000	△ 70,000	
消耗品費支出	1,000	80,000	△ 79,000	
図書購入費	1,000	0	1,000	
印刷製本費支出	1,000	0	1,000	
諸謝金支出	1,220,000	1,230,000	△ 10,000	
賃借料支出	560,000	450,000	110,000	
委託費支出	1,000	0	1,000	
雑支出	1,000	0	1,000	
事務費支出	(16,490,000)	(17,860,000)	(△ 1,370,000)	
旅費交通費支出	700,000	900,000	△ 200,000	
通信運搬費支出	400,000	500,000	△ 100,000	
消耗什器備品費支出	100,000	100,000	0	
消耗品費支出	2,000,000	2,100,000	△ 100,000	
図書購入費支出	300,000	500,000	△ 200,000	
修繕費支出	300,000	820,000	△ 520,000	
印刷製本費支出	300,000	240,000	60,000	
光熱水料費支出	600,000	600,000	0	
賃借料支出	8,500,000	8,500,000	0	
保険料支出	50,000	120,000	△ 70,000	
租税公課支出	100,000	80,000	20,000	
委託費支出	1,940,000	2,000,000	△ 60,000	
手数料支出	600,000	600,000	0	
渉外費支出	300,000	300,000	0	
雑支出	300,000	500,000	△ 200,000	
他会計への繰入金支出	[1,013,000]	[636,000]	[377,000]	
適格認定特別会計繰入金支出	1,013,000	636,000	377,000	
事業活動支出計	153,909,000	156,144,702	△ 2,235,702	
事業活動収支差額	28,116,875	8,228,298	19,888,577	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[0]	[7,293,702]	[△ 7,293,702]	
退職給付引当資産取崩収入	0	7,293,702	△ 7,293,702	
投資活動収入計	0	7,293,702	△ 7,293,702	
2 投資活動支出				
基本財産取得支出	0	0	0	
基本財産引当預金取得支出	0	0	0	
特定資産取得支出	[26,179,452]	[23,625,821]	[2,553,631]	
退職給付引当資産取得支出	26,050,000	3,433,153	22,616,847	
減価償却引当資産取得支出	129,452	192,668	△ 63,216	
評価事業引当資産取得支出	0	20,000,000	△ 20,000,000	
固定資産取得支出	[1,000]	[1,000,000]	[△ 999,000]	
什器備品購入支出	1,000	1,000,000	△ 999,000	
投資活動支出計	26,180,452	24,625,821	1,554,631	
投資活動収支差額	△ 26,180,452	△ 17,332,119	△ 8,848,333	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
借入金収入	[0]	[0]	[0]	
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
借入金返済支出	[0]	[0]	[0]	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,100,000	1,862,000	238,000	
当期収支差額	△ 163,577	△ 10,965,821	10,802,244	
前期繰越収支差額	17,647,724	28,613,545	△ 10,965,821	
次期繰越収支差額	17,484,147	17,647,724	△ 163,577	

収 支 予 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

適格認定特別会計

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
事業収入	[200,000]	[200,000]	[0]
適格認定事業収入	200,000	200,000	0
他会計からの繰入金収入	[1,013,000]	[636,000]	[377,000]
適格認定一般会計繰入金収入	1,013,000	636,000	377,000
事業活動収入計	1,213,000	836,000	377,000
2 事業活動支出			
事業費支出	[1,213,000]	[836,000]	[377,000]
適格認定費支出	(1,213,000)	(836,000)	(377,000)
会議費支出	81,000	112,000	△ 31,000
旅費交通費支出	357,000	64,000	293,000
通信運搬費支出	18,000	1,000	17,000
消耗品費支出	1,000	0	1,000
図書購入費支出	1,000	0	1,000
印刷製本費支出	105,000	105,000	0
諸謝金支出	542,000	400,000	142,000
賃借料支出	106,000	154,000	△ 48,000
委託費支出	1,000	0	1,000
雑支出	1,000	0	1,000
他会計への繰入金支出	[0]	[0]	[0]
適格認定一般会計繰入金支出	0	0	0
事業活動支出計	1,213,000	836,000	377,000
事業活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

収支予算書総括表
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

財団法人短期大学基準協会

(単位：円)

科目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合計
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[400,000]	[0]	[0]	[400,000]
基本財産利息収入	400,000	0	0	400,000
特定資産運用収入	[652,000]	[0]	[0]	[652,000]
特定資産利息収入	652,000	0	0	652,000
会費収入	[102,884,000]	[0]	[0]	[102,884,000]
会費収入	102,884,000	0	0	102,884,000
事業収入	[56,000,000]	[200,000]	[0]	[56,200,000]
第三者評価事業収入	56,000,000	0	0	56,000,000
適格認定事業収入	0	200,000	0	200,000
補助金等収入	[0]	[0]	[0]	[0]
文部科学省委託収入	0	0	0	0
寄附金収入	[21,888,875]	[0]	[0]	[21,888,875]
寄附金収入(指定)	21,888,875	0	0	21,888,875
雑収入	[201,000]	[0]	[0]	[201,000]
受取利息収入	200,000	0	0	200,000
雑収入	1,000	0	0	1,000
他会計からの繰入金収入	[0]	[1,013,000]	[△ 1,013,000]	[0]
適格認定特別会計繰入金収入	0	0	0	0
受託事業特別会計繰入金収入	0	0	0	0
適格認定一般会計繰入金収入	0	1,013,000	△ 1,013,000	0
受託事業一般会計繰入金収入	0	0	0	0
事業活動収入計	182,025,875	1,213,000	△ 1,013,000	182,225,875
2 事業活動支出				
事業費支出	[107,404,000]	[1,213,000]	[0]	[108,617,000]
人件費支出	55,233,000	0	0	55,233,000
第三者評価費支出	29,166,000	0	0	29,166,000
自己点検・相互評価費支出	1,064,000	0	0	1,064,000
適格認定費支出	0	1,213,000	0	1,213,000
調査研究費支出	1,457,000	0	0	1,457,000
広報啓発活動費支出	4,734,000	0	0	4,734,000
事業諸経費支出	15,750,000	0	0	15,750,000
管理費支出	[45,492,000]	[0]	[0]	[45,492,000]
人件費支出	26,457,000	0	0	26,457,000
理事会・評議員会費支出	2,545,000	0	0	2,545,000
事務費支出	16,490,000	0	0	16,490,000
他会計への繰入金支出	[1,013,000]	[0]	[△ 1,013,000]	[0]
適格認定特別会計繰入金支出	1,013,000	0	△ 1,013,000	0
事業活動支出計	153,909,000	1,213,000	△ 1,013,000	154,109,000
事業活動収支差額	28,116,875	0	0	28,116,875
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	[26,179,452]	[0]	[0]	[26,179,452]
退職給付引当資産取得支出	26,050,000	0	0	26,050,000
減価償却引当資産取得支出	129,452	0	0	129,452
評価事業引当資産取得支出	0	0	0	0
固定資産取得支出	[1,000]	[0]	[0]	[1,000]
什器備品購入支出	1,000	0	0	1,000
投資活動支出計	26,180,452	0	0	26,180,452
投資活動収支差額	△ 26,180,452	0	0	△ 26,180,452
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	2,100,000	0	0	2,100,000
当期収支差額	△ 163,577	0	0	△ 163,577
前期繰越収支差額	17,647,724	0	0	17,647,724
次期繰越収支差額	17,484,147	0	0	17,484,147

◆本協会への投稿をお待ちしています。◆

下記の投稿要領を参考に事務局まで、投稿してください。

- 投稿資格は、短期大学の教員並びに職員の方、また教育行政に携わっている方など、広く教育機関にご関係の方。
住所（ご連絡先）、氏名、年齢、所属機関、職名、専門あるいは担当を併記してください。（匿名はご遠慮ください。）
- 投稿の内容は、
 - ①広く高等教育に関する時評、教育論など
 - ②短期大学の自己点検・評価による改革・改善に資する実施例の紹介など
 - ③短期大学基準協会への意見、要望など
- 時評、論説及び自己点検・評価に関する原稿などは、1,600字又は800字程度、その他の原稿は、800字又は400字程度でお願いします。
- 採否は、広報委員会で決定し、原稿の返却はいたしません。掲載分には薄謝と掲載紙5部を進呈いたします。
- 編集の都合により、広報委員会で修正することがあります。
- 掲載時期は、広報委員会で決めさせていただきます。

- 送付先：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11（第2星光ビル6F）
財団法人短期大学基準協会総務課
TEL (03) 3261-3594 FAX (03) 3261-8954

編集後記

入学式が終わったかと思うと、すぐにゴールデン・ウィークを迎え、ちょっとした息抜きのできる数日となります。皆様には、新しい対応になじんでいることと拝察いたします。

さる3月に、第3年目に当たる本協会の第三者評価の最終結果として51校に適格の認定を行い、該当校に通知するとともに、ホームページなどで社会に公表いたしました。是非ご覧ください。

この号では、巻頭言も論説も第三者評価についてご寄稿をいただきました。ピア・レビューであることが強調され、評価員を2回続けて担当した方からの論説が2件含まれています。これから評価を受ける学校の関係者や、これから評価員となる方々の参考になれば幸いです。

平成21年度以降の第三者評価の円滑な実施を図るため、「短期大学評価基準」及び「第三者評価の要綱」の改訂案を作成し、パブリックコメントを求めるなど、今後のことについても検討しています。評価校は毎年10校ぐらいずつ増え、平成21年度以降の評価員候補がこれまでよりも多く必要になると見込まれます。会員校の皆様のご支援をお願いいたします。

ニュースレターへの投稿をお待ちしています。詳細は別項をご覧ください。

(PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp

URL : //www.jaca.or.jp/